

議員提出第 5 号議案

加東市議会基本条例を廃止する条例制定の件

加東市議会基本条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 26 日提出

提出者 加東市議会議員

大迫一矢  
瀬俊介  
二階一夫

加東市条例第 1 号

加東市議会基本条例を廃止する条例

加東市議会基本条例（平成 22 年条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 加東市議会基本条例の廃止（要旨）

### 1 廃止理由

平成29年9月1日（第75回加東市議会定例会の初日）、加東市議会基本条例の一部を改正する条例の審議過程において、「加東市議会基本条例第5章　自由討議の保障」の規定を無視し、動議により自由討議を一方的に終結させた。これは、明らかに加東市議会基本条例に違反する行為である。

また、過去においても議員定数・議員報酬を加東市議会基本条例に規定する手続きをとらずに改正した経緯がある。

これらのことから、加東市議会基本条例の存在意義はもはや無くなっているため、この際、廃止するものである。

### 2 施行期日　　公布の日